

第 67 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答
(着信事業者が設定する音声接続料の在り方関係)

問 1 KDDI 株式会社説明資料の P. 7にあるように、着信課金や国際通話は、ビル&キープ方式の対象外になり、従ってビル&キープ方式導入後も接続料の算定は継続するという考え方に同意するか。

(相田構成員)

(ソフトバンク回答)

- 前提として、仮に指定設備設置事業者もビル&キープ方式の導入が可能になった場合であっても、あくまでも 2 社間で合意できた場合に導入されるものと考えております。したがって、ビル&キープ方式を適用しない事業者との間では事業者間精算を実施するため、接続料の算定は継続して実施が必要です。

その上で、着信課金や国際通話など、発着間の双方向接続でない呼種においては、サービス提供事業者は利用者から収入を得る一方、発信／着信事業者は自網コストを接続料以外で回収する術がないことから、当該呼における接続料算定及び精算は継続して必要になると考えます。

なお、ビル&キープ方式については、発着間の双方向接続呼かつ以下のような場合に導入が検討されるものであり、当該条件に当てはまることを相互に確認し、2 社間で合意できた場合に採用されるものと考えます。

- ・双方の発着トラヒックと接続料単金を掛けた精算総額が同程度である場合
※ネットワーク構成やコスト構造が異なる事業者間での導入は難しい
- ・トラヒック／取引金額規模が些少で、事業者間精算や接続料算定コストの方が双方大きい場合

問2 問1のように接続料算定・精算業務は一部残るとして、単純な相互発着信呼が全てビル&キープ方式になるとしたら、貴社にとってのコスト削減効果はどれくらいか、可能な限り定量的にお答えいただきたい。

(相田構成員)

(ソフトバンク回答)

- ご質問にも記載の通り、当社は他社の着信課金や国際通話などのサービス呼と接続していることから、引き続き接続料算定及び各社との事業者間精算が発生するため、一部の呼でビル&キープ方式を導入したとしても精算業務に係るコストは現行とほとんど変わらず、削減効果は見込めないと考えます。なお、事業者間の精算についてはシステム化されているため、現状においても大きなコストは発生しておりません。

問3 コスト削減以外に貴社がビル&キープ方式のメリットとと思っていることはあるか。それは主に貴社のみにとってメリットになることか、接続相手やエンドユーザにとってもメリットとなることか。

(相田構成員)

(ソフトバンク回答)

○ 問2でご回答の通り、事業者にとってそもそも大きなコスト削減は見込まれず、その他に期待されるメリットも特段ないものと考えておりますが、エンドユーザにとっても確実なメリットは期待できないと考えます。

ユーザ料金については、令和3年に接続政策委員会で取りまとめられた最終答申(「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日)。以下、「最終答申」)にも「着信接続料がユーザ料金に与える影響は限定的で、『着信接続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザ料金の低廉化が確実に期待できる』と説明することは困難である。」と記載されておりますが、その状況に変化はないと考えます。

また、当社ご説明資料P3にも記載の通り、発信者課金においては、他社発自社着呼のコストは接続料での回収が前提となっており、仮にビル&キープ方式を導入する場合は当該コストの回収ができなくなる課題があります。

当該コストの回収方法としては①米国のように着信者側からユーザ料金として回収すること、②他社発自社着呼のコストを自網内呼や自社発他社着呼等から回収することが考えられます。

①については、最終答申でも「ビル&キープ方式を希望する事業者は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体の料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である。」と取りまとめられている通り、着信側のユーザから料金を回収することについて、国民利用者からの理解を得ることが必要ですが、難易度が高いと考えております。

②については、当該通話で便益を受けている受益者とコスト負担者の相違等が発生するため、適切ではありません。

以上のように、最終答申の取りまとめ結果及び、発信者課金となっている日本の通信業界を踏まえると、ビル&キープ方式の導入によるユーザ料金への好影響は期待できず、むしろユーザの負担感や競争の歪みが生じる懸念があると考えます。

問4 ビル&キープ方式の導入に際して提示されている2社間での「合意」ではなく、KDDI株式会社説明のようなルール化という方向性に関する受け止め方および懸念（課題）の有無等についてお教えいただきたい。

（西村暢史構成員）

（ソフトバンク回答）

- ネットワークコストの回収においては、自社のネットワークコストを踏まえて接続料を適切に設定し、当該コストを互いに負担しあうことが原則と考えております。

今回議論になっているビル&キープ方式はあくまで上記原則に立った上での例外措置として、問1でもご回答の通り、発着間の双方向接続呼かつ以下のような場合に導入が検討されるものであり、当該条件に当てはまることを相互に確認し、2社間で合意できた場合に採用されるものと考えております。

- ・ 双方の発着トラヒックと接続料単金を掛けた精算総額が同程度である場合
※ネットワーク構成やコスト構造が異なる事業者間での導入は難しい
- ・ トラヒック／取引金額規模が些少で、事業者間精算や接続料算定コストの方が双方大きい場合

健全なサービス提供をしている前提で、上記に該当しない状態でビル&キープ方式を導入すると、コスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収ができなくなるため、KDDI株式会社説明のようなルール化については適切ではないと考えます。

問5 また、問4のように2社間の「合意」という場合、トラヒック・ポンピングに関与している疑いのある事業者との間では当該「合意」に到達する状況はどのように期待されるのか、加えて、当該「合意」の過程と内容に関する適正性等確保の制度的担保の必要性の有無等のお考えについてお教えいただきたい。

(西村暢史構成員)

(ソフトバンク回答)

- トラヒック・ポンピング疑いのある事業者との間では、その関与性を証明することは困難であり、トラヒック・ポンピング疑義をもってビル&キープ方式導入に関する合意を得ることは難しいと考えますが、トラヒック・ポンピング自体への対策として、トラヒック・ポンピング関係の問5でもご回答の通り、事業者側で現状対応している内容に加え、業界として総務省殿に以下のような対策を検討いただくことが、トラヒック・ポンピングの解消につながると考えております。

- ・ 業務改善命令を含む総務省見解の明示・公表
- ・ 申告に基づく疑義事業者へのトラヒック急増理由等の確認・報告要請

上記も踏まえ、問4でご回答の通り、健全な運営を行っている事業者も含めルール化により一律ビル&キープ方式を適用することは適切ではないと考えます。

また、一般的に2社間の合意形成において現行以上に制度的担保する必要性はないものと考えておりますが、ビル&キープ方式の協議においては立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されないよう留意する必要があると考えます。

2社間の合意形成の在り方については小規模事業者を含む非指定事業者にも幅広く意見聴取すべきと考えます。

第 67 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答
(トラヒック・ポンピング関係)

問 1 過去一年の間で、一ヶ月の着信トラヒックが発信トラヒックの 3 倍以上、6 倍以上になっている事業者は何社程度存在しているのか。それぞれの事業者について発着信のトラヒック及び相手事業者の設定している接続料を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

- トラヒック・ポンピング関係ということですので、問 1～問 3 については当社移動体との実績ベースで回答いたします。

構成員限り

問2 過去一年のある月で、発着のトラフィック比が 10 : 1 以上になっている事業者のうち、月々50 万分以上の着信がある事業者はどの程度存在しているか。それぞれの事業者について発着信のトラフィック及び相手事業者の設定している接続料を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

構成員限り

問3 過去一年のある月で、前年同月に比べ、着信あるいは発信が2倍以上に急増した接続先事業者は何社で、各事業者の発着信のトラフィックと接続料を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

構成員限り

問4 着信接続料が御社の設定する接続料の1.5倍以上となっている事業者は何社程度存在しているのか。それぞれの事業者について発着金のトラヒックと接続料を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

構成員限り

問5 トラヒック・ポンピングについて各社で行っている対応策、今後実施することを考えている対応策をお教えいただきたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

- トラヒック・ポンピング対策としては、約款の規定(※)をもとに対象ユーザについて、音声定額サービスから従量課金への変更を実施しています。また、急激にトラヒックが増加した場合には、着信事業者への状況確認も行うなど、抑止に向けた個別対応を実施しています。
- 当社としては、業界として総務省殿に以下のような対策を検討いただくことで、事業者による防御策や事業者間での協議等での解決に寄与するものと考えており、引き続き事業者間協議にて解決に向けて対応していく考えです。

- ・ 業務改善命令を含む総務省見解の明示・公表
- ・ 申告に基づく疑義事業者へのトラヒック急増理由等の確認・報告要請

※当社音声定額サービスの約款記載抜粋

次の行為のいずれかに該当すると当社が認めた場合、適用されている料金プランから当社が指定する料金プランへの変更及び本サービスの解除をするとともに、お客さまのお申し込みによる他の料金プランへの変更及び本サービスへの再加入を一定期間制限します。この場合、あらかじめ料金プランを変更する日及び変更する料金プラン並びに本サービスを解除する日を契約者に通知します。

- ・ 契約者が行う通信について契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの。
- ・ 契約者が行う通信について、特定の協定事業者に係る電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するもの。
- ・ 契約者が行う通信について、通信による直接収入を得る目的で利用するなど、通話以外の目的で利用するもの。